

## 平成30年度北九州市交通安全対策会議 議事録

■日 時：平成30年11月14日(水) 10:00～11:10

■場 所：北九州市役所本庁舎3階 特別会議室B

■出席委員：14名（敬称略）

会長：梅本（会長代理）

委員：竹下、本田（重松委員代理）、香月（原田委員代理）、平池、瀬川（小石委員代理）、倉本、浜、小名川、小森、進、藤野、岸田、重國

■内 容：

1 開 会

事務局長（市民文化スポーツ局 安全・安心推進部長）

2 挨拶

副市長

3 議 題

・平成30年度北九州市交通安全実施計画（案）について

審 議

審議の内容は以下、審議記録のとおり。委員の意見を踏まえ、平成30年度北九州市交通安全実施計画（案）について全会了承。

4 閉 会

事務局長（市民文化スポーツ局 安全・安心推進部長）

## 審議記録（要旨）

### ○小・中学生の自転車交通安全教育について

#### 【委員質問】

中学2年生で「自転車交通ルール検定」を実施しているとのことだが、自転車の交通安全教育については、小学生からしっかり行う必要があるのではないか。

#### 【委員説明】

自転車の交通安全教育は、小学生は5年生で体育科、中学生は2年生で保健体育科で教科として実施しているほか、北九州交通公園や警察署での交通安全教室に参加している。

「自転車交通ルール検定」は、中学2年生全員に対して実施し、合格証を授与している。いま問題となっているのは、自転車事故での高額賠償事案で、PTA総会等においても自転車保険の加入をお願いしている。

中学生の自転車の乗り方については、校長会、教頭会などでも注意喚起等を行っている。

#### 【委員質問】

自転車販売店に自転車交通ルールのパンフレットなどを置いてはどうか。

#### 【事務局回答】

福岡県の自転車条例では、自転車小売業者等による道路交通法等の罰則やヘルメットの着用、自転車の点検整備などの購入者に対する情報提供が義務化され、今年の10月1日から施行されている。

#### 【委員質問】

自転車小売業者等の情報提供義務の履行状況について、市や県でチェックしているのか。

#### 【委員説明】

自転車条例が昨年施行され、県内の約1,200の小売店舗へ自転車交通ルールやマナー、自転車保険の加入についての啓発チラシを配布している。

小売店の情報提供義務の履行については確認できていないが、条例の周知については強化していきたい。

### ○高校生の自転車交通安全教育について

#### 【委員質問】

高校生に対する自転車交通安全教育はどのようなことを行っているか。

#### 【事務局】

警察庁の統計によると、自転車事故は高校1年生が最も多い。月別では、7月が最も多く、時間帯別では、7時～8時台、16時～18時台の登下校時の時間帯が多いとされている。

高校生の自転車事故の防止策としては、北九州交通公園での自転車交通安全教室や高校へ出向いての巡回交通安全教室などを実施している。

また、新高校1年生を対象に自転車の安全利用、保険加入などを記したリーフレットを配布するなどの取組みを行っている。

今後も警察等の関係機関と連携を図り、高校生の自転車安全利用に関する啓発を行っていききたい。

(委員質問)

県立高校での自転車交通安全の取組みはどうか。

(委員説明)

保健体育の中で、交通安全教育を行っており、その中に自転車の交通安全についても含まれている。

## ○道路横断中の交通事故対策について

(委員質問)

交通事故は歩行者の道路横断中が多く、交差点での事故が6割を占めると聞いている。歩行者の交通安全教育の取組みはどうか。

(事務局)

四季の交通安全運動の中で、啓発や交通安全教育を実施している。特に高齢者の事故防止策として、県や警察と連携し交通安全教室を実施したり、市内の調剤薬局の協力をえて、事故にあわないポイントを記載したうちわを2万本配布している。また年長者大学において、交通安全講習を行っている。

(委員質問)

交通安全教室を受ける機会がない高齢者への対応や横断歩道外での歩行者の横断についての対策はどうか。

(事務局)

交通安全教室を受ける機会がない高齢者への対応としては、女性消防団員による戸別訪問による交通安全の啓発を行っており、そういった中で、交通安全に関する意識を高めていただきたいと考えている。

(委員意見)

横断歩道外の歩行者の横断については、地道に啓発活動を続けていくことが大切である。

(委員意見)

交通安全運動の回数を増やすなど、広報活動の強化を検討すべき。

(委員質問)

歩車分離信号のある交差点で横断歩道でないところを渡る歩行者が見受けられるが、安全対策はどうなっているか。

(委員説明)

横断歩道外の歩行者へは、パトカーや白バイなどのパトロール中には、指導を行っており、また、運転者へは、横断歩行者妨害の取り締まりを強化しているところである。

## ○自転車交通安全教育について

(委員意見)

自転車小売業者等に配布される自転車交通安全の啓発チラシについては、購入者側にも情報提供をしてほしい。

## ○道路横断中の交通事故対策について

(委員質問)

距離の長い横断歩道においても歩行者が見えたら自動車は停車しなければならないのか。また、歩行者が自動車に先に走行するよう示した場合はどうか。

(委員説明)

距離の長い横断歩道においても、歩行者が渡ろうとしたら、自動車は停車しなければならない。横断歩道は、歩行者が最大限保護されなければならない。まだ、渡っていないから、自動車は停車しなくてもよいではないかという考えを改めましょうということである。歩行者が自動車に先に行くよう示した場合も同様に自動車は停車しなければならない。

## ○自転車の交通安全対策について

(委員説明)

自転車保険の加入については、福岡県の条例では努力義務となっているが、埼玉県や兵庫県では、加入が義務化されている。自転車保険に加入していないと、その県内では自転車に乗れない。

加入が義務化されていない県においても、自転車通学の生徒には、加入を義務付けている高校もある。

また、自転車専用通行帯などの道路整備なども行っている。

## ○歩行者の交通安全対策について

(委員説明)

高齢者の横断中の事故は多いため、対策として、横断防止柵や4車線道路を横断する場合の2段階横断歩道の設置を行う事例がある。

## ○都市高速道路の産業道路としての活用について

(委員意見)

生活道路と産業道路を区別するため、都市高速道を産業道路として活用してはどうか。

(委員意見)

都市高速道路の産業道路としての活用については、料金や事業者負担、道路の維持という観点から、長期的な検討が必要である。

## ○自転車利用者に対する警察の取締りについて

(委員質問)

自転車は、車道を走行するのが原則であるが、実際は、歩道を走行しているケースが多いようである。自転車利用者に対して警察の取締りは行われているのか。

(委員説明)

自転車の取り締まりも行っている。自転車の交通ルールについては、今後も広く広報していく必要がある。

## ○狭隘な道路への大型車への侵入規制について

(委員質問)

狭隘な道路への大型車の侵入について規制はないのか。

(委員説明)

大型車進入禁止の表示がない場合は、規制されていない。特に、生活道路の安全対策については、「ゾーン30」規制やポールや段差を設置するなどの対策が行っている。

## ○北九州市の交通事故発生状況について

(委員説明)

今年10月末までの交通事故の発生件数は、5,540件、昨年度マイナス330件である。

門司区が447件で昨年比プラス4件、小倉南区が1,116件で昨年比プラス43件、八幡西区が1,453件で昨年比マイナス100件である。

死亡事故については、事故件数が22件、昨年比プラス2件で、件死者数は23人である。戸畑区が4件で昨年比プラス4件、小倉北区が6件で昨年比1件、八幡西区が5件で昨年比プラス3件である。特徴としては、高齢者の横断歩行者中の事故が多い。

(委員意見)

今年の交通事故発生状況を踏まえ、横断歩道や交差点での交通事故防止など、交通安全運動を継続して行っていきたい。

(委員意見)

自転車小売業者等による自転車交通安全に関する情報提供義務の履行状況の確認について、市と県で協力してチェック体制についての検討をしてほしい。